

## 小松市起業家支援資金 手続きの流れ

### 1. 適格証明書交付申請

#### —提出書類—

- ・ 申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 借入申込書（写し）
- ・ 信用調査に関する意見書  
（融資申込金融機関記入）
- ・ 納税証明書  
（納税課発行の完納証明書）
- ・ 事業着手確認書類（見積書、工事計画書、  
契約書、カタログ、図面、資金使途明細  
など）
- ・ 開業に際し、資格が必要な場合は資格  
取得証の写し（医師、歯科医師免許等）
- ・ 住民票（個人）
- ・ 登記事項証明書（法人）

### 2. 審査の結果、適当であると認められた場合、

「小松市起業家支援資金貸付基準適格証明書」が小松市より発行されます。

### 3. 融資実行

銀行金融機関は融資実行報告を提出

（各金融機関とりまとめ店にて、毎月の融資状況報告と共に提出）

### 4. 完了報告（融資実行後速やかに）

#### —提出書類—

- ・ 融資事業完了報告書
- ・ 購入物品等の領収書
- ・ 実行したと確認出来る物（写真等）

## —信用保証料利子補給のお知らせ—

小松市起業家支援資金融資制度を利用し、石川県信用保証協会へ信用保証料を納入した方を対象に利子補給の補助があります。補助金は信用保証料の30%以内です。

（補助金の金額、貸付期間等により金額は異なります。申請時にご確認ください。）

※ 保証料を納入した翌月末までに申請が必要です。

#### —提出書類—

- ・ 信用保証料補助金 交付申請書
- ・ 信用保証料補助金 実績報告書
- ・ 信用保証料計算書（協会発行のもの）
- ・ 誓約書
- ・ 請求書

審査の結果、適当であると認められた場合、「信用保証料補給金交付決定」が小松市より発行されます。（郵送） 後日、指定口座に入金されます。

※ すべての申請・お問合せは、小松市役所 商工労働課窓口まで  
小松市小馬出町9-1 TEL 0761-24-8074 FAX 0761-23-6404